



産後の母子を支援します(宿泊・日帰り・訪問の補助)

出産後のお母さんの体を安静に保ち、赤ちゃんが適切な養育を受けられる環境を整備できるよう、出産後等の一定期間、母子で医療機関又は助産所に入所または日帰りで必要な支援を受ける『宿泊・日帰り支援』『助産師による訪問支援』を利用する際に、伊那市から補助が受けられます。

【対象者】

出産後、医療機関等を退院した市内に住所のある産婦及び乳児で、希望された方。次の①から③のいずれかに当てはまる人は特にお勧めします。

- ① 出産後、身体的・心理的ケア及び保健指導・栄養指導が必要な人
- ② 初産婦等であって、育児や授乳の手技についての具体的な指導及び相談が必要な人
- ③ その他産後の経過に応じた生活面等について相談や支援を必要とする人

〈事前に申請書の提出が必要です。まずは受入れ先の産科医療機関や助産所にご相談ください〉

【宿泊又は日帰り・訪問で受けられる支援の内容】

医療機関・助産所の助産師による、産後のお母さんの心身のケアや乳房管理、赤ちゃんの沐浴や授乳等の育児に関すること等（相談を含む）。



【利用期間及び利用日数】

- ・利用期間は、原則として出産日の翌日から12か月を経過するまでの間です。
- ・利用日数は7日以内です（7日以内であれば複数回利用可能です）

【訪問支援は1日3時間が限度です。訪問支援は3時間以内で1日に換算します】

なお、母子の状況により市が必要と認めた場合は、利用日数を14日まで延長することができます。

【実施機関】 ●裏面の医療機関・長野県助産師会所属開業助産所での実施となります。

【補助額と自己負担額】 利用料金は各医療機関・助産所ごとに異なります。

市から1日当たり利用料の10分の9に相当する額を補助します。ただし、宿泊・日帰りの場合10分の9相当額が36,000円を超える場合は、超えた分については利用者の負担となります。訪問の場合の利用料金は1時間あたり5,000円が上限で、同様に10分の9に相当する額を補助します。食費や訪問時の旅費など実費となるものもあります。

【追加の補助金】（R7年4月1日以降の利用から適用）

非課税世帯や生活保護の方へは追加の補助があります。詳しくは子育てサポート課母子保健係までお問合せください。（転入世帯は前住所地の課税証明書の提出が必要です。）

お問い合わせ先

子育てサポート課 母子保健係

（保健センター内）電話：78-9711